



# ウナギ養殖業届け出制

## 年内にも 稚魚乱獲防止へ 政府導入

政府は23日、ウナギの養殖業者に届け出制を導入する方針を固めた。年内にも政令で決定し、将来は許可制にする方向だ。養殖ウナギの生産量を適正化し、生息数が減っている稚魚のシラスウナギの乱獲防止につなげる。国際自然保護連合（IUCN）が二ホンウナギを絶滅危惧種に指定するなど資源保護の必要性が高まっていることもあり、対応を急ぐ。

河川や池での養殖業を規制する「内水面漁業振興法」が6月に国会で成立し、これまでになかったウナギ養殖業への規制に乗り出す。まず養殖業者に農相への届け出を義務付け、生産量など養殖の実態を把握しやすくする。その上で、中国や台湾などと交渉を進めているウナギ

きめ細かく管理する社団法人にも参加を呼び掛ける。水産庁によると、国内の養殖業者は本県のほか、愛知、

静岡、鹿児島などに約420を数える。全鰻連の村上真美会長は「何としても適正なウナギ養殖業の運営をしないとイケない」と強調している。

### 本県は95年に 登録義務付け

本県では1995年に「ウナギ稚魚の取り扱いに関する条例」が全国に先駆けて施行され、養殖などを行う業者は県知事への登録が義務付けられている。

条例はそれまで横行していたシラスウナギの密猟防止や資源保護を目的としたもので、現在は約40の業者が登録。県水産政策課は「登録制の実施で県内における養殖状況は把握している。国への届け出制が導入されても、生産への大きな影響はないのではないか」としている。